慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ジェニングス『地方行政法論』(三版)
Sub Title	W.I. Jennings : Principles of local government law (3rd ed.)
Author	金子, 芳雄(Kaneko, Yoshio)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1953
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.26, No.1 (1953. 1) ,p.66- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19530115-0066

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ィエト・ロシヤの對外政策を、帝國主義の一類型として「文化的帝國主義」と規定している。すなわち、一方において、帝國主義を經濟的國民主義と規定しながらも尙、他方において、帝國主義一般の概念を求めようとする所に、現代國際政治のもつ個性、單的には帝國主義の歴史性を全く捨象してしまう高價な犧牲が、徒らに拂われているのではなかろうかと思う。

第三の部分としては、第八章がそれにあたる。ここでは、國際主義の理念として國際主義と世界主義を取上げ、兩者は正しくは區別されるべきであること、そして經濟的國民主義が、その本來のあるべき姿へと、資本主義から訣別するならば、國際主義は、國際政治の理念として眞に平和を招來するであろうこと、この場合「祖國を否定し、國家國民の制約を離れて、人類國境を超えた所の共通の地盤に於て個人の世界的結合をなさんとする」（二一六頁）世界主義は、「早咲の花である」（二一九頁）と斷定されている。

以上、本書を概觀して、その特色は、國民主義を基軸として現代の國際關係乃至國際政治の考察を展開している點にみられるが、又かかる考察は、國民主義がその經濟的視點から、歴史的に把らえられている限りにおいて十分な成果を收めているものと考えられる。勿論、この樣な本書の把握は、あるいは著者の意圖から離れているかも知れない。方法論的問題については尙檢討してみたいとは思っているが、一應その樣にみたとしても、現下の國際關係乃至國際政治における問題性を明らかにし、又一つの手懸りを與えるものとして、本書は高く詳價されなければならぬと考える。（三和書房、二二一頁）

（中澤精次郎）

W. I. Jennings
Principles Of Local Government Law
(3rd ed.)

ジェニングス『地方行政法論』（三版）

I　著者 Sir W. Ivor Jennings は我が國においても廣く知られた英國公法學界の重鎭である。彼は憲法・行政法の領域に多くの著述を公にしているが、なかでも、The Law and the Constitution, Cabinet Government はとくに有名である。彼は、バジオット・アンソン・ダイシイの三大著述のうちにみられなかつた方法をもつて、公法分野の研究をおこなつている。そうして、彼の特色のもつとも著しく顯われている部分は、行政權および行政法關係の事項についてであろう。すなわち、彼はロブソンとともに、行政法にかんし頗る進歩的な意見をのべている。さらに、彼は、英國行政法の發達に重要なる役割をはたしたものは、地方行政關係の諸法である、とする。そこで、これらの諸法を著者はいかに說明するであろうか。我々は本書を通して、英國行政法の一端を窺い得るとともに、また、ジェニングスが行政法に對して、どのような思想をもつているかを知りうるであろう。これがあえて本書を紹介しようとする動機である。

II　本書は全文三百五十頁たらずの比較的簡單な著述であるが、その內容としては、英國地方制度の歷史的變遷の現代的意義、英國型地方制の作用法的・爭訟法的・組織法的原則の解明（とくに國——中央政府——と地方團體——地方政府——との關係において）等極めて注目すべき議論が盛られている。

そもそも本書の初版は一九三一年に出版され、その前文によると、ロンドン大學の憲法講義のさい、地方制の講述の參考書として書かれたものである。

さらに、第二版は一九三九年に出版され、學界の論爭點の推移、および、地方行政の實際的要求を考慮し、初版に對しかなりの修正がほどこされている。その上、前述の別著 The Law and the Constitution, 3rd ed., 1944. にのべられている所と重複する部分は削除された。しかし、ここで一層注意すべきは、彼がこの二版の前文において、とくに Local Government Law をふくむ Administrative Law の特異性を提言している點である。すなわち、曰く、「從來の Common Law は Law とその目的とを嚴格に區別していた。これは Common Law が社會的・經濟的條件に支配されることなく、新しい環境に卽應しうるから Law それ自體のみにより、問題を解決しえたのである。しかし、この思想が成文法にまで應用され、成文法解釋の大原則とされたところに問題がそんする。さらに Administrative Law に屬する諸法にもとずいて行政機關が權限を行使した結果に對し、司法的救濟をなすことも必要であるが、その權限行使前において、違法な行爲を豫防することが一層大切なのである。このような事情よりして、傳統的な Common Law 研究法をもつて Administrative Law を理解しようとするところに誤があるといわねばならない。したがつて又、Administrative Law の一たる Local Government Law の研究方法をあくまでも functional であらねばならぬ。」とする。

この第二版が出版されてのち、まもなく第二次世界大戰が始まつた。戰爭はつねに法令の亂發をともなう。英國においても、この例にもれず極めて多數の法令が改廢された。一方、英國のごとく平時、法思想がきわめて靜かに變遷してゆく國において、戰爭という外的刺戟が法の變遷にあたえる影響はきわめて大きい。たとえば、第一次大戰のさい發せられたD・O・R・A、および、これにともなう諸法令は、戰後、行政法の存在を否定していた傳統的な多數說派にも、英國に行政法が存在するという事實をみとめざるをえない立場におとしいれた。そこで、著者は、戰時、戰後を通して改廢された諸法令のため、その第三版として本書をあらためなければならなくなつた。そして、彼は第二次大戰により生じた法現象を一應過渡期のものとし、改版の理由をこの過渡的現象におくのである。

III　本書の第一章は The Nature of Local Government と題し、Local Government の意義・目的、および、Local Government Law についてのべる。彼は、Local Government はいろいろに定義づけられ、形式的には、Government というためには統治機構の一部であらねばならず、Local であるためには地方的に限定された國家の一部たるをようするものと定義づけることができるが、このような定義は理論的に正確なものでない、とし、こ

のような條件をみたしつつ、しかも、中央政府機構に屬する機關（我が國でいえば中央官廳の地方出先機關に相當するごとき）の例を二三あげた後、結論として、Local Government は便宜的に區別された分類であるから、明瞭・正確な定義は下しえぬものであり、これ法文が Local Government なる語を避け、Local Authority の語を用い、かつ、その Local Authority の意味を具體的に定義づけた條項をふくむ所以である。とし（たゞし Local Government Act と名づけられた法律もある――金子註――）、Local Authorities に該當するもの八種類をあげ本書の對象とする（一―五頁）。

このように、本書では地方團體の概括的な意義はのべられていない。ただ、英國の地方團體は國家（中央政府）と從屬關係にたつ團體であるとし、その他の事項はほとんど常識的な說明に終始する。もちろん、本書は教科書であり、かつ、英法の特質よりして、かの獨乙において十九世紀なかばから展開された自治權理論ほどの精密さを求めることは、それ自體無理であろうが、本書程度では、やはり不滿をかんぜざるをえない。

次に本書では Local Government の目的がとりあげられている、ある制度が存在するためには、その制度は必ず目的をゆうする。ことに Local Government の目的を明かにすることは、地方行政關係の諸法を運用してゆく上にもぜひ必要なのである。ここで、著者のべるところは次のごとくである。すなわち、英國においては Local Government は、はじめ公安の維持を第一の目的とした。これが社會的・經濟的その他諸般の事情の進展にともない次第にその目的が追加され、現在のごとく複雜なる目的をゆうするにいたった。一方、これにともない進展してきた地方制度は、他の制度とともに不斷の、かつ、ゆるやかな變化を示しながら推移してきたのであって、今までの制度を根本から改めたごとき變化はみられなかった。ゆえに、これらの變遷は歷史的に研究すべきである、となし（七―九頁）、轉して、上述のような目的から地方行政關係の諸法を大別すると、次のごとくであるとし、㈠地方機關の組織に關する法　㈡治安關係法　㈢公衆衞生・都市計畫に關する法　㈣社會政策關係法　㈤教育關係法　の五項目をあげている（十一頁）。

このような說明ののち、著者は第一章の結論をもかねて Local Government Law という項を設けている（十一頁以下）。すなわち、この項においては Town and Country Planning Act, 1923. を例にとり、この法律により Local Authorities は具體的にいかなる權限を行使しているかということを述べ、かつ、Local Government Law は從來の Common Law と異り、たんに法自體についてのみ論ずればたりるのでなく、命令規則が大なる役割を果していることを指摘し、このような命令規則がいかにして作られ、また、いつ效力を發するかに論及し、結論として、Local Government Law には、Local Government が自主的に作成する命令規則、および、中央よりの指令ともいうべき法律、の二元的な法よりなる點を强調する。要するに、第一章はその題名よりすれば理論的記述のごとく思われるが、とくところは英國の實情のてぎわよき概要の說明であるということができる。

四　右のような第一章のあとをうけ、著者は英國地方制度の變遷をとりあげる。彼の見解によると、一八三四年の Poor Law Amendment Act が近代 Local Government Law のはじまりであるとする。そうして、これ以前の時代を、Sheriff の時代、Justices of the Peace の時代に二分して概說する（第二章）。さらに、第三章において、さきにのべた Poor Law Amendment Act の特色、および、これが他法におよぼした影響をのべ、その後、約一世紀にわたる現在までの地方行政關係法のあとをたどる。この第二・三章のうち、著者は第三章に重點をおいて記述しているので、ここ百年の地方行政の變遷をしるうえに第三章はきわめて便利な章であるといえる。

さらに、第四章以下で Local Authorities の組織・職務權限等、および、地方財政制度に關する說明があるが、本稿では紙面の關係もあるのですべて省略する。

五　本書は前述のごとく、國（中央政府）と地方團體（地方政府）との關係に重點をおいたとされている。そこで、第八章以下にのべられている地方團體への國よりの統制が、著者の興味の中心であることはいうまでもなく、また、本書の中心部分をなすであろう。

一體、統一國家にあつては、いかに地方團體の地位の獨立が主張されても、中央とまつたく分離することはできない。問題は、中央政府がどのような手段で、いかなる程度地方團體を統制してゆくか、という點にある。この問題の解決のためには、地方團體の自治權をどのようにみるか、という問題を先ず解決する必要がある。獨乙流の（したがつて我が國で行われていた）考え方によると、自治權にかんする學說は、大別して獨立說と委託說にわけられた。この委託說は、いうまでもなく、グナイストの英國地方制研究の結果にもとずいて樹立された學說であつて、地方團體の權限はすべて國家より委託されたものであるとする。この說は英國地方制を說明する上に妥當なものであろうが、政策的にみて、地方自治權を强力に主張しようとする場合、獨立說より根據の弱いものとなるかもしれぬ。そこで、理論上は委託說の立場にありながら、現實には、自治權との關係を十分考慮して、英國地方制の特質の發見につとめる必要があろう。

さて、本書において著者は、地方團體にたいする統制方式を、central control と judicial control の二つにわけて考察をおこなつている。もちろん、この二つに分けることは、他の國にも適用することができるであろうが、注意すべきは、英國では地方團體に對する國の統制として、まず司法的統制が行われ、近代になつて行政的統制（本書の central control の中心部分をなす）が行われだしたということである。それ故、著者はこの central control のうちに近代的地方行政の特質を發見しようとしている。

この第八章で著者は、まず、英國の地方團體をもつて國家的政策を地方的に實行するための、國（中央政府）の代理機關となし、このことは一八三四年の Poor Law にかんする Royal Commission の報告書のなかにも强調されていたし、同年の Poor Law Amendment Act のうちにも明文で示されているとし（二一七頁）、さらに、このような原則は翌年の Municipal Corporations Act

その他の法律で、ただちに、實現されなかつたが、その後、次第にみとめられだしている、という（二一七―二一八頁）。而して、このような代理機關たる地方團體にたいする國（中央政府）よりの統制方式として、㈠立法上の拘束　㈡官吏にたいする統制　㈢中央政府の官吏による監査　㈣自主立法にたいする追認ないしは許可　㈤會計檢査　㈥國庫補助金にたいする監査　㈦起債の監査　㈧上訴權　㈨代執行權　㈩地方的立法關係の權限　の十項目をあげ、この各項目について說明を加えている（二二〇頁以下）。

六　このような立法機關、および、行政機關による地方團體に對する監督統制についてのべたのち、第九章においてJudicial Control について論ずる。この司法的統制のなかには、英國特有の多くの歷史的遺物ともいうべき制度が存在している。もちろん、本章の中心課題は、Local Authorities の作爲または不作爲により權利を侵害された人民の救濟方法にある。

從來、The King can do no wrong. という法諺は、中央行政機關の不法行爲を不問にふしていた。また、大陸諸國とことなり行政裁判所制度をもみとめなかつた。そのため、違法な行政行爲に對する救濟は非常に不完全であつた。ただ Local Authorities の場合は、歷史的にみるとJustice of Peace の權限を繼承したものであるため、中央の行政機關の場合と趣をことにしている。そのため、大陸諸國の行政法における救濟の方式に近い型をとることも可能であつた。そこで、現在では Local Authorities に法人格をあたえ、その行爲を國王の行爲にあらずとし、Local Authorities の組織權限を定めた單行法により、その行爲の範圍を限定する。この二つのことより、不法行爲能力、および、越權の法理を導きだす。そうして、この二つの事實をもととし、私法において用いられている代理權行使の結果生ずる責任の法理を行政行爲の場合にも類推しようとする。しかし、具體的事件について、なお、多くの問題が殘るので、この點について本書は、各場合につき判例をあげて說明を加えている。さらに、この一般的な市民の權利保護（損害賠償の問題であるが）に關聯して Injunction, Declaration および、特權令狀の諸制度にもふれている。ただ、特權令狀について、本書では Mandamus, Prohibition, および、Certiorari の三つの場合のみをとりあげ、その意義・執行方法・效果をのべている。本章の最後に著者は Judicial Control の效果を論ずる。ここで、彼は司法的統制の必要をみとめるが、形式的に、その費用の點、手續の複雜な點等の缺點をあげ、本質的な缺點として、Local Government Law の Common Law との根本的差異より司法的統制のみにては完全なものでありえぬとし、その結果、著者は Judicial Control よりも Central Control に一層多くの期待をかけるのである。

第九章において著者のべるところは、右のごとくであるが、司法的統制が行われる場合は、これを要約すると、

㈠地方團體が法律によりあたえられた權限を逸脫した場合

㈡地方團體が法律により課せられた義務を履行せぬ場合

㈢その他一般に普通法裁判所にて訴追される行爲を行つた場合

であり、これに對する司法的手續は、

㈠特權令狀

㈡普通法裁判所における通常の救済
㈢Injunction
㈣Declaration
の四つの場合となる。

十　以上で一通り本書の紹介をおわる。本書は大家の筆によるものであるが、教科書という質的・量的制限のため、ものたらぬ點も少くない。しかし、Local Government Law を要領よくまとめた點、さらに、法律論的に地方行政を記述した點（制度論的・行政學的に論じた書籍は多いが）等において優れた特色をゆうするものといわなければならない。

最後に、參考迄に本書の目次を次に掲げておこう。

Chapter Ⅰ. The Nature of Local Government.
Chapter Ⅱ. English Local Government before 1834.
Chapter Ⅲ. The Development of Modern Local Government.
Chapter Ⅳ. Local Authorities and their Organisation.
Chapter Ⅴ. The Working of Local Authorities.
Chapter Ⅵ. Powers and their Acquisition.
Chapter Ⅶ. Local Government Finance.
Chapter Ⅷ. Central Control.
Chapter Ⅸ. Judicial Control.

(1947, rep. 1948, 316 PP.
University of London Press Ltd. 8/6 net.)

（金子芳雄）